

地方自治法施行令の改正に伴う、入札・契約制度の見直しについて

財政部 契約課

令和7年4月1日 地方自治法施行令改正



1 本市契約規則における少額随意契約の上限額の見直し



2 担当課契約の範囲等の見直し

3 その他の見直し（契約保証金の減免・契約書及び請書の省略）

検討の経過

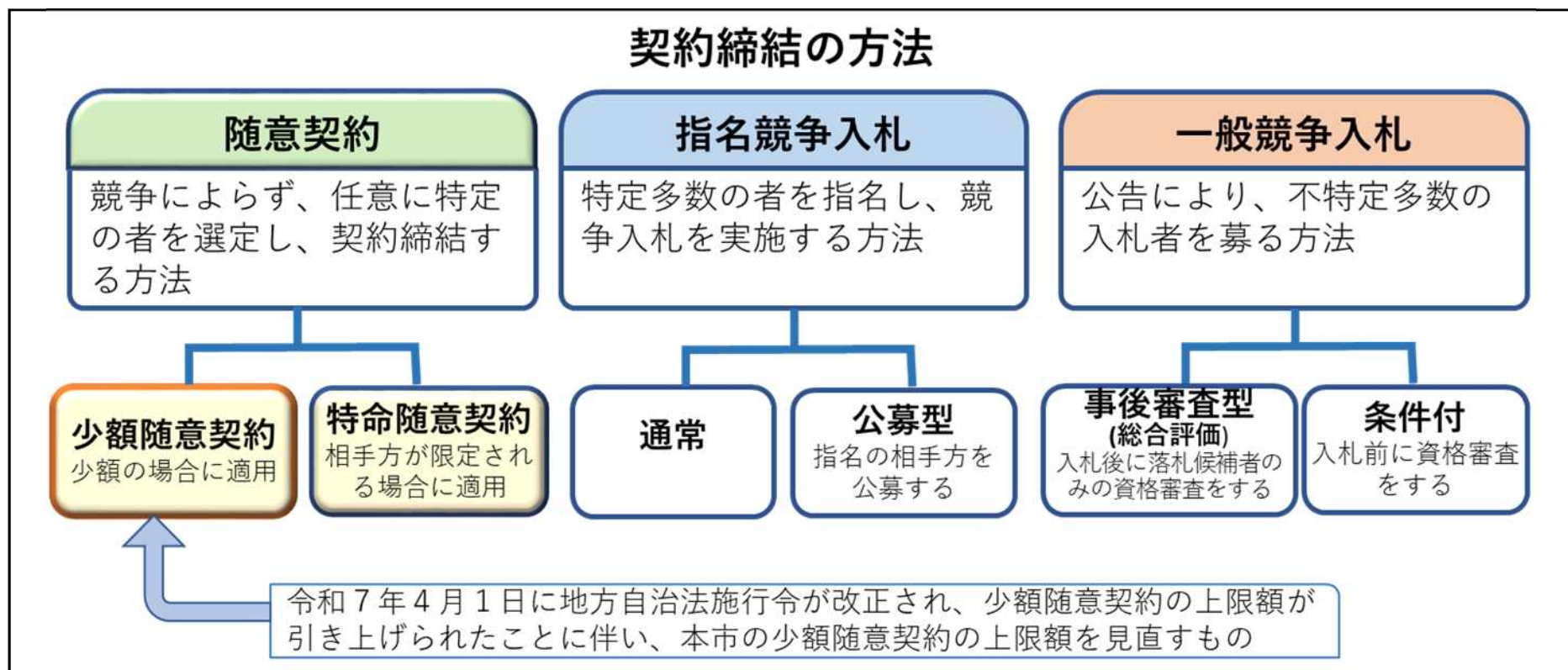
月日	検討会議
6月2日	入札制度研究委員会ワーキンググループ
6月6日	入札制度研究委員会
6月26日	請負工事審査委員会・物品等供給業者審査委員会

令和7年4月1日に地方自治法施行令が改正され、少額随意契約の上限額が引き上げられたことに伴い、本市の少額随意契約の上限額を見直すもの

少額随意契約とは

- 地方自治法施行令167条の2第1項第1号に規定されており、同施行令別表第5に規定されている金額の範囲内で、地方公共団体の規則で定める額を上限に、随意契約することができる。
- 本市では、契約規則第29条において、地方自治法施行令に規定する上限額と同額を規定している。

■本市の入札・契約制度の概要



見直しの内容

契約規則第29条に規定する少額随意契約の上限額を改正後の地方自治法施行令による上限額と同額とする。

区分	現行※	見直し後	改正後自治令上限額
1 工事又は製造の請負	130万円以下	200万円以下	同左
2 財産の買入れ	80万円以下	150万円以下	同左
3 物件の借入れ	40万円以下	80万円以下	同左
4 財産の売払い	30万円以下	50万円以下	同左
5 物件の貸付け	30万円以下	同左 (自治令改正なし。)	同左
6 前各号に掲げるものの以外のもの	50万円以下	100万円以下	同左

※現行も地方自治法施行令に規定する上限額と同額

実施時期

令和7年10月1日以降に入札の公告又は指名の通知（随意契約における見積りの依頼）を行う契約について適用する。（次ページ以降の見直しも同様）

少額随意契約の上限額を見直すことに伴い、その範囲内における担当課契約の範囲及び契約方法を見直すもの

見直しの内容

赤文字：見直し箇所

——：自治令による少額随意契約上限額

■ 工事（担当課契約の拡大）

工事	改正前	担当課契約		契約課契約	
		130万円以下 一者見積		130万円超 指名競争入札等	
	改正案	担当課契約	担当課契約	契約課契約	
		130万円以下 一者見積	<u>130万円超200万円以下</u> <u>二者以上見積</u>	<u>200万円超</u> 指名競争入札等	

【参考】工事検査について

担当課契約の範囲拡大に合わせて、担当課が行う工事検査の範囲を200万円以下に見直す予定

■ 業務委託（担当課指名競争入札を二者以上見積に変更）

		担当課契約		契約課契約
工事委託	改正前	50万円以下 一者見積	50万円超100万円未満 指名競争入札	100万円以上 (公募型) 指名競争入札等
	改正案	50万円以下 一者見積	<u>50万円超100万円以下</u> <u>二者以上見積</u>	<u>100万円超</u> (公募型) 指名競争入札等

		担当課契約		契約課契約
一般委託	改正前	50万円以下 二者以上見積	50万円超100万円未満 指名競争入札	100万円以上 公募型指名競争入札等
	改正案	<u>100万円以下</u> <u>二者以上見積</u>		<u>100万円超</u> 公募型指名競争入札等

■ 物品（公開見積合わせの拡大）

		担当課契約	契約課契約		
物 品	改正前	1万円未満一者、 3万円未満二者以上見積	3万円以上80万円以下 公開見積り合わせ	80万円超2千万円未満 公募型指名競争入札	2千万円以上 条件付一般競争入札
	改正案	1万円未満一者、 3万円未満二者以上見積	3万円以上 <u>150万円以下</u> 公開見積り合わせ	<u>150万円超</u> 2千万円未満 公募型指名競争入札	2千万円以上 条件付一般競争入札

■ 印刷（公開見積合わせの拡大）

		担当課契約	契約課契約		
印 刷	改正前	10万円未満 二者以上見積	10万円以上130万円以下 公開見積り合わせ	130万円超2千万円未満 公募型指名競争入札	2千万円以上 条件付一般競争入札
	改正案	10万円未満 二者以上見積	10万円以上 <u>200万円以下</u> 公開見積り合わせ	<u>200万円超</u> 2千万円未満 公募型指名競争入札	2千万円以上 条件付一般競争入札

■ 物件の借入れ、財産の売払い等

現行の二者以上見積りの範囲を、少額随意契約の上限額まで拡大する。

3 その他の見直し

■ 契約保証金を減免する範囲の拡大

（例）工事 130万円以下 → 200万円以下

■ 契約書及び請書を省略する範囲の拡大

（例）工事の契約書 130万円以下 → 200万円以下

今後のスケジュール

年月日	予定
R7.7.1	部長会議
R7.8.5	政策説明会
R7.8	法規審査委員会 (契約規則・事務決裁規程・市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程)
R7.8	各種要綱・要領の改正、マニュアル及び様式整備
R7.9	庁内・庁外周知
R7.10.1	施行